

## 体育施設の利用料金について

公益財団法人 かしわざき振興財団は、新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例、新潟県立柏崎アクアパーク管理条例、及び新潟県柏崎市都市公園条例に基づいて、体育施設等の利用料金を以下のとおり定めています。「体育・スポーツ及びレクリエーション等の振興並びに体位の向上」を図ることを目的として、市民の一般利用に対しては利用料金を優遇し、営利目的等の利用には一定の割増料金を課する取扱いになっています。

### 1 対象施設名

陸上競技場・武道館・佐藤池野球場・佐藤池第2球場・佐藤池サッカーコート・総合体育館・荒浜運動場・新潟県立柏崎アクアパーク・白竜公園テニスコート・駅前公園テニスコート・スポーツハウス・海岸公園運動広場・西山総合体育館・西山総合グラウンド・西山野球場

### 2 一般・学校等の利用について

体育施設の設置目的である「体育・スポーツ及びレクリエーション等の振興ならびに体位の向上」を図ることを目的とした一般・学校等の利用における利用料金については、別紙「体育施設利用料金」のとおりです。

柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合は、同規定利用料金の5割増となります。

### 3 営利又は営業等の目的での利用について

営利又は営業等の目的で利用する場合は、別紙「体育施設利用料金」の3倍の額となります。(佐藤池野球場におけるプロ野球の利用料は別途)

(適用例)

- (1) 興行を目的とした利用（コンサート、プロレス、大相撲、プロバスケットなど）
- (2) 企業等による営業行為による利用（スイミングスクール、フィットネスクラブなど）
- (3) 企業等による展示・販売行為による利用など

### 4 利用料金の減免について

柏崎市立小・中学校又は同小・中学校が組織する団体が、授業又は入場料を徴収しない大会などで利用する場合は、その利用料の全部又は一部の免除を受けることができます。詳しくは、各施設にお尋ねください。

【別紙】

柏崎市体育施設利用料金

(1) 総合体育館、西山総合体育館、武道館及び陸上競技場を除く体育施設

		区 分	利 用 料 金	
荒 浜 運 動 場	野球場	大会又は練習で利用するとき。	1時間 1面 550円	
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき。	30分 1面 1,730円	
	芝生広場	無料		
佐藤池サッカーコート		大会又は練習で利用するとき。	1時間 1面 870円	
佐藤池野球場		入場料を徴収しない場合	1時間 1,320円	
		入場料を徴収する場合	プロ野球(1日)	入場料を徴収しない場合の使用料の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額
			その他の野球(1日)	入場料を徴収しない場合の使用料の額に、その最高入場料金額の50人分を加算した額
佐藤池第2野球場		大会又は練習で利用するとき。	1時間 1,100円	
西山総合 グラウンド	テニスコート	大会又は練習で利用するとき。	1時間 440円	
	多目的運動広場	大会又は練習で利用するとき。	1時間 1,100円	
西山野球場		大会又は練習で利用するとき。	1時間 1,100円	

- 注 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 30分又は1時間に満たない利用時間については、それぞれ30分又は1時間として計算する。

附属施設利用料金

大分類	小分類	区 分	利用料金
野球設備類	スコアボード	一式 1時間当たり	560円
	拡声装置	一式 1試合当たり	佐藤池野球場 880円 佐藤池第2球場 700円 西山野球場 880円

- 注 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。

## (2) 総合体育館、西山総合体育館、武道館及び陸上競技場

## ア 専用利用料

	区分	利用目的	入場料徴収の有無	利用料金 (1時間当たり)	
柏崎 市 総 合 体 育 館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	全面 2,310円 1/3面 770円 2/3面 1,540円	
			入場料を徴収する場合	全面 4,620円 1/3面 1,540円 2/3面 3,080円	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	全面 11,010円 1/3面 3,670円 2/3面 7,340円	
			入場料を徴収する場合	全面 22,020円 1/3面 7,340円 2/3面 14,680円	
	サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1,280円	
			入場料を徴収する場合	2,560円	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	6,370円	
			入場料を徴収する場合	12,740円	
	軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	620円	
			入場料を徴収する場合	1,240円	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	3,100円	
			入場料を徴収する場合	6,200円	
	会議室				1,100円
	研修室				550円
西山 総 合 体 育 館	体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	全面 920円 1/2面 460円	
			入場料を徴収する場合	1,860円	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1,230円	
			入場料を徴収する場合	2,460円	
	卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	360円	
			入場料を徴収する場合	720円	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	470円	
			入場料を徴収する場合	940円	

武道館	柔道場	全面 780円 1/2面 390円
	剣道場	全面 780円 1/2面 390円
	弓道場	660円
	会議室	330円
陸上競技場	一般	12,100円
	学校及び競技団体	6,050円

- 注 1 専用利用とは、10人以上の団体が利用する場合とする。
- 2 総合体育館でのアマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等で利用する面積が2分の1又は3分の1の場合は、それぞれ規定利用料金の2分の1又は3分の1とし、武道館柔道場又は剣道場において利用する面積が2分の1の場合は、規定利用料金の2分の1とする。
- 3 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 4 「上記以外の催物、集会等の利用」とは、見本市、展示会又は集会等とし、この場合であっても、営利又は営業を目的とするときは、前号を適用する。
- 5 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 6 有償の会員券等を発行して利用するときは、「入場料を徴収する場合」に含むものとする。
- 7 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 8 冷暖房の設備を利用するときは、実費相当額を徴収する。

#### イ 個人利用料

区 分		利 用 料 金				
		1回券	11回券	3か月券	6か月券	12か月券
A 利用	一般	160円	1,600円	2,140円	3,740円	6,420円
	高校生	160円	1,600円	1,580円	2,750円	4,740円
	小・中学生	80円	800円	1,070円	1,870円	3,210円
	陸上競技場を小中学生が30人以上で利用する場合	1団体当たり 1回2,240円	—	—	—	—
B 利用	一般	320円	—	4,280円	7,540円	12,840円
	高校生	320円	—	3,160円	5,500円	9,470円
	中学生	160円	—	2,140円	3,770円	6,420円

- 注 1 専用利用がない場合に、個人利用ができる。

- 2 「A利用」とは、トレーニング室以外の施設の利用とし、「B利用」とは、トレーニング室を含めた施設の利用とする。
- 3 小学生以下は、トレーニング室を利用できない。
- 4 3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれスポーツハウスの球技場利用における3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 5 未就学児は、成人の付添者を必要とし、無料とする。
- 6 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。

#### ウ 附属設備利用料金

	区 分		単 位	利 用 料 金
縦 横 体 育 館	放 談 設 備	体育館メインアリーナ	一式 1時間当たり	410円
		移動式	一式 1時間当たり	280円
		電光得点板	一式 1時間当たり	280円
		仮設ステージ	一式 1時間当たり	830円
陸 上 競 技 場		拡声装置	一式 1時間当たり	550円
		用具・器具	一件 1日当たり	110円
		競技会等で用具・器具を利用する場合において、その利用料金の総額が5,500円を超えるとき。	一式 1日当たり	5,500円

注 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。

#### エ 体育施設土地占有利用料金

区 分	単 位	金 額
商行為で土地を占有して使用する場合	1日 10平方メートル	550円

注 土地占有面積が10平方メートルに満たないものは、10平方メートルとみなす。

《参考》 実費で徴収する利用料金

総合体育館 冷暖房料金

(h/円)

冷 房			暖 房		
区 分		利用料金 (円)	区 分		利用料金 (円)
メインアリーナ	観覧席	1,280	メインアリーナ	観覧席	3,770
	審判控室	60		審判控室	110
	指導員室	60		指導員室	110
	役員控室	60		役員控室	110
	控室①	60		控室①	110
	控室②	60		控室②	110
	控室③	60		控室③	110
2F	会議室①	110	2F	会議室①	220
	会議室②	110		会議室②	220
	研修室 (和室)	110		研修室 (和室)	220
サブアリーナ		—	サブアリーナ		1,680
軽体操室		350/3台	軽体操室		470/3台

すべて1時間当たりの料金 (消費税込み)